

平成１７年度の改善点

平成１７年度の試行においては、平成１６年度の試行により得られた課題に対処する手法として下記の工夫を加え、次の段階として、最安値の積算への反映、インセンティブを付与するための工事の落札者に対する採用した見積の応募者情報の提供までの一連の手続きについて試行を実施します。

◇より多くの見積を徴収する工夫

- ①見積提出者へのインセンティブの付与
→見積提出者の情報（見積提出者名、見積価格）をホームページ等で広く公表する。
- ②商社に対し情報提供を実施
→海外資材を含め、より多くの見積りを徴収する。

◇より安い（適正な）見積を徴収する工夫

- ①目安価格の提示
→発注者がスケールメリットを加味して設定する目安の価格（特別調査価格）を提示し、それよりも安い価格で供給可能な場合のみ見積りを提出して貰う。
- ②見積提出者の情報（見積提出者名、見積価格）をホームページ等で広く公表
→請負者に対して、資材供給できる可能性が高くなり、競争性が高まる。
（ただし、見積り提出者から資材調達するか否かは、請負者の任意）
- ③支払い条件の明確化
→現金決済或いは６０日以内の手形による支払等、支払い条件を見積依頼に明記し、支払い条件が明確でないために高めの見積りが提出されることを防止する。
- ④入札参加者決定後に見積徴収を実施
→指名通知後入札参加者名が公表された後に、速やかに見積りを実施することにより、契約の可能性のある者として入札参加者が特定されることから、ある程度「契約の相手方が決まらなると単価を決めにくい。」との意見に対応できる。（一般競争には、対応不可）